

# 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

## 〔被保険者証〕

被保険者証をお持ちの方に、8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。

令和2年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。

## 〔限度額適用・標準負担額減額認定証〕および〔限度額適用認定証〕の更新

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況などによって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を被保険証に同封します。更新手続の必要はありません。(ただし、未申告などにより世帯の所得状況が不明の場合には送付されません。)

また、新たに対象となる方には通知をお送りしますので、被保険者証と認印およびマイナンバーカードをお持ちになり、窓口で手続きしてください。

## 令和3年度保険料の軽減措置について

### ◆所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和3年度は次のとおりとなります。

令和2年度		⇒	令和3年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合		世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	7.75割			
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	7割		43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下	7割
33万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	5割		43万円+(28.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下	5割
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割		43万円+(52万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下	2割

※1 給与所得者等(給与所得を有する者または、公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用)

### ◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。所得割額の負担はありません。

◎被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

◎世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

## 保険料の減免などについて

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合は、申請によって保険料の減免などが認められることがありますので、ご相談ください。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111 (内線274、275)

# 夏の交通安全県民運動

7月21日(水)から7月31日(土)までの11日間

〈スローガン〉『あなたも参加 わたしもやります “交通安全”』

- 〈運動の重点〉
1. 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上
  2. 自転車の安全利用の推進
  3. 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
  4. 飲酒・妨害運転等の危険運転の防止

【問い合わせ先】市交通安全対策協議会（市役所総務課内）電話42-2111（内線342）

## 「横断歩道の歩行者優先」を定着させましょう

### 1 横断歩道での車両通行の現状及び罰則

JAFによる「信号機のない横断歩道における実態調査」では、青森県内の横断歩道手前での一時停止率は、極めて低調にあります。年々停止率はわずかに上昇しているものの、いまだ約9割の車は、歩行者がいても横断歩道手前で停止することなく進行しています。

	青森県	全国	
令和2年	12.9%	21.3%	ワースト9位
令和元年	4.4%	17.1%	ワースト2位
平成30年	2.1%	8.6%	ワースト5位



自動車が横断歩道に接近する時には、

- ・近くに歩行者がいないか確認
- ・横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速
- ・横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止するようお願いします。これらのルールに違反すると、「横断歩行者等妨害等」の違反となります。

罰則	3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金
違反点	2点
反則金	大型等12,000円、普通9,000円、二輪7,000円、原付6,000円

### 2 つがる市内の交通事故発生状況

つがる市内では、昨年、道路を横断中の歩行者が当事者となる交通事故が6件発生し、前年比プラス5件と大幅に増加しました。この6件の事故は、すべて下半期に発生しており、3件は横断歩道横断中でした。

### 3 つがる警察署での取組

つがる警察署では、昨年朝の登校時間帯において木造高校正門前の横断歩道において歩行者保護の街頭活動を実施しています。また、木造高校、木造中学校、向陽小学校付近一帯や柏地区の小中学校付近を中心に、横断歩行者等妨害等の取り締まりを強化しています。横断歩道における歩行者優先の意識を定着させ、歩行者事故を無くしましょう。

【問い合わせ先】つがる警察署 電話42-3150

市交通安全対策協議会（市役所総務課内）電話42-2111（内線342）

広 告

## 塗替え予定のお客様必見!

屋根・外壁「よみがえり」計画を! 下塗り強化 がっちりガード

ぜひ、お家のメンテナンスを! 塗り替えの目安は、屋根は5年~7年、外壁は10年前後です。

自慢の手塗り仕上げで特別価格にて施工!

当社はここがちがう! 診断・お見積り無料

高所作業車導入で、高い所、こう配のある屋根等で大活躍します。14mものびます☺ 五所川原塗装工業会 有限秋元塗装 会社 五所川原市大字野里字野澤29の5

足場も自分たちで組むため安く施工できます。 五所川原市大字野里字野澤29の5

ご連絡先 090-2023-2226 (担当木村まで)

広 告

進学・学習指導教室

## 萩野学習会

通塾+オンライン=ハイブリッド授業。

【夏期講習会受付中!】期間:7/24~8/12 7/25:全県テスト実施!

●令和3年度入試合格者実績●

- ◆弘前高校……………5名 ◆五所川原高校……………7名
- ◆木造高校……………7名 ◆弘前実業高校……………2名
- ◆五所川原工科高校…2名 ◆五所川原商業高校…1名

〒038-3136 つがる市木造萩野13-23(商工会館裏)

お問い合わせは Phone:0173(42)1738 / Email:hops93tjp@kba.biglobe.ne.jp



対象:小学生~中学生 (国・英・数・社・理)

無料体験学習 受付中!!

